

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

財務監査の結果について

令和6年1月25日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 松井 宣之

監査委員 加藤 孝明

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査基準第2条第1項第1号の規定に基づく検査を執行した結果は次のとおりです。

- 1 監査の期間
令和5年9月28日から令和6年1月25日
- 2 監査の対象
令和4年10月1日から令和5年9月30日までに執行された令和4年度下半期及び令和5年度上半期分の財務に関する事務
- 3 監査の結果
別紙のとおり

令和5年度神奈川県後期高齢者医療広域連合 財務監査結果報告書

1 監査対象

令和4年10月1日から令和5年9月30日までに執行された令和4年度下半期及び令和5年度上半期分の財務に関する事務

2 監査実施期間

令和5年9月28日から令和6年1月25日まで

3 監査方法

事前に各所管に対し関係資料の提出を求め、関係諸帳簿の照合等を行うとともに、担当者への事情聴取等を実施した。

4 監査結果

監査対象となった財務に関する事務の執行について、契約及び収入・支出は予算どおり、かつ、適法・適切になされているか、現金、預金、借入金及び財産の管理状況は適正かに主眼を置き、検査、照合等を実施した。また、収入事務及び支出事務について、当広域連合担当課に事務の流れ、チェック体制及び預金通帳の保管状況等の確認を行った。その結果、不当な予算の執行は認められず、概ね目的に従って適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

一方、財務事務の一部で改善や検討を要する事項があり、速やかに適切な措置を講じるよう求める。

また、措置を求める事項ではないものの、昨年度と同様の軽微な指摘事項となる案件が散見された。今後同様の誤りが繰り返されることのないよう、改めて組織的に対策を講じられたい。

(1) 措置を求める事項

ア 保険料延滞金の未徴収について

特定の市町村において、保険料の延滞金の徴収が未実施であることを確認した。

法令等に基づき、延滞金は適正に処理すべきであり、当広域連合は、対象市町村が延滞金の徴収処理を早急に実施するよう、対策を講じられたい。

イ 概算払における精算の不備について

事業の委託料や市町村への補助金の支出について、概算払をしていたが、支出方法に誤りがあり、適正な方法によらずに精算処理をしている案件が確認された。

神奈川県後期高齢者医療広域連合予算決算会計規則（以下「会計規則」という。）において、概算払をした経費については、概算払精算票を作成し、会計管理者に提出しなければならないが、精算後の残額について、戻入票による精算処理を行っていた。

会計規則に基づき、適正な財務処理に努められたい。

ウ 調定の整理する時期について

国庫支出金について、交付決定通知後に提出する請求書の日付で調定を整理している案件が確認された。

会計規則別表1において、調定として整理する時期を定めており、国庫支出金については、交付決定通知のあったときに調定を整理するものと解される。

会計規則に基づき、適正な財務処理に努められたい。